

青梅・奥多摩交通安全のつどい

9月下旬に実施される秋の全国交通安全運動の一環として、「青梅・奥多摩交通安全のつどい」を実施します。

日時 9月3日(土) 午後1時30分から(1時受付開始)

会場 霞共益会館(野上町2-21-5)

内容 第一部：式典、第二部：交通安全大使「テツ and トモ」さんによるお笑いライブ、高田 香さんによる交通安全講話、中之島流大正琴「アンサンブル花音」による大正琴の演奏



1998年コンビ結成。「なんでもう」が2003年新語流行語大賞、年間大賞を受賞。同年NHK「第54回NHK紅白歌合戦」に白組歌手として出場。

問い合わせ 青梅警察署 ☎22-0110、青梅交通安全協会 ☎23-5287、市市民安全課 市民安全係

自治会活動紹介コーナー85 安全で住みよい街を目指して 青梅市自治会連合会第2支会長 宇津木 順一



平成28年2月に当時小学1年生だった長男を事故で亡くし、その後、長男謙真くんが残した朝顔を交通安全のシンボルとして、全国各地で交通安全を呼びかける活動を行っています。

青梅警察署をかたつた 詐欺の電話に要注意!

令和4年 特殊詐欺の被害発生状況 8件・約1千866万円 (7月5日現在)

青梅警察の警察官を名乗り、「犯人を捕まえたらあなたの名前が載った名簿を持っていました」「あなた名義のカードを使ってお金を下ろそうとした犯人を捕まえています」などと言ってお金やキャッシュカードをだまし取ろうとする詐欺の電話が増えていきます。

警察や役所の職員を名乗る電話には、「所属・名前」を聞いて折り返す

詐欺犯人は1人ではなく、皆さんがお金やキャッシュカードを用意したと分かるように近く待機させていた別の詐欺犯人を自宅に向かわせます。そのため、詐欺犯人は地区ごとにとまどめ詐欺の電話をかけてくる傾向があります。

青梅市・奥多摩町に連続して詐欺の電話がかかる

青梅市自治会連合会第2支会長 宇津木 順一



第2支会は、長洲市民センターの区域の支会です。多摩川を挟んで右岸上流側から駒木町、上長洲、下長洲、友田町、そして左岸の千ヶ瀬町の5つの連合自治会で構成されています。青梅市が発足する前の旧調布村がほぼ第2支会の地域となっていますので、歴史伝統を一つにしており、住民同士の絆が強く、自治会活動も結束し、協力して活動しています。

かつてきている状況が判明した場合には、青梅警察署からメールでお知らせをしています。「メールけいしちゅう」もしくは防犯アプリ「Digital Police」に登録・ダウンロードし、家族や親戚への注意喚起にご協力をお願いします。登録方法等不明な点があれば、青梅警察署へお問い合わせください。

また、不審な電話がかかってきた際には110番通報へのご協力をお願いします。

問い合わせ 青梅警察署 防犯係 ☎22-0110 内線2162、市市民安全課 市民安全係

コロナ禍での主な活動としては、回覧や掲示板への掲示による継続的な情報提供など、当たり前のような日常の活動を、人をつなぐ自治会の土台になる活動にとらえ、確実な実施に努めています。また、予定した事業活動が進まない中で、その予算を活用し、各連合自治会では、自治会活動に必要な自治会館の施設や備品整備、災害時の緊急避難場所運営に必要な備品や用品等の整備・備蓄等、自治会活動推進のための環境整備に努めています。

コロナ禍で主要な活動を中止するなど、多くの事業活動が中止や縮小をせざるを得ない状況が続いていますが、安全で住みよい街を目指して、各連合自治会、各自治会が地道な活動に努めています。

市民運動会は、51年の歴史をもつ5地区対抗、地域挙げての盛大な大会ですが、令和元年度から台風やコロナ禍で中止となっていました。

△青梅市自治会連合会 <https://www.ome-rengou.jp/> お問い合わせ 市民活動推進課

広報おうめは、市内の施設や協力店舗等で配布を行っています。新たに広報おうめの配布を行ってくださる施設や協力店舗を募集

広報おうめを配布する協力店舗を募集します。ご希望の店舗等は秘書広報課広報係へご連絡ください。お問い合わせ 秘書広報課 広報係

消費者相談室から330 強引な不用品買い取り業者に注意してください

☆相談事例 高齢で独居の母の自宅に訪問購入事業者が来訪し、ネックレスと指輪を買い取られてしまった。母によると、昨日この業者から不要な食器を買い取るという電話があり、来訪を依頼したと言う。しかし、来訪した業者は、食器は来月のほうが高く買い取ることができるといって見ることもせず、その代わり貴金属がないかと聞かれ、母はふだん使っていないアクセサリを見せて、ネックレスと指輪を1千円で売ることになってしまった。

母は、もともと売れるつもりはなかったのですが後悔しており、返してもらいたくないと思っている。母の自宅にはたびたび不用品の訪問購入事業者から勧誘電話がかかって

きつぱり断りましょう! 事業者が消費者の自宅等を訪問して物品を買い取ることを訪問購入といいますが、特定商取引法で、事業者が要請なしに消費者宅を訪問し、買い取りなどを勧誘する行為や、依頼していない物品について勧誘することは禁止されています。予定していない物品の売却を急いせかされると、よく考えないまま応じてしまう場合があり、特に貴金属・着物等の高額品は、相場より安く査定されてしまうことも多いので、見せないようにし、きつぱり断りましょう。

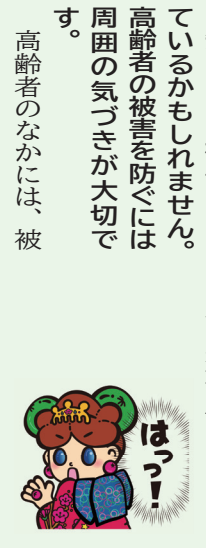
必ず契約書を受け取る! 特定商取引法で、訪問

購入事業者は契約書を交付するよう定められています。契約書には物品の種類や特徴、購入価格、事業者の名称、住所、電話番号、担当者名、契約日、クーリング・オフに関する事項等の記載が必要で、トラブルを避けるためにも契約書を受け取り、内容を確認しましょう。一人で対応しない! 業者の強引な勧誘について押し切られ、予定外のもの売却してしまったという相談が寄せられており、被害者の多くは高齢者です。不用品の処理をしようとして訪問購入事業者の居宅への来訪を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらうようにしましょう

知らぬ間に被害にあっているかもしれません。高齢者の被害を防ぐには周囲の気づきが大切です。

高齢者のなかには、被害にあつたという認識がない人や、被害を知られない傾向があります。見慣れない商品、契約書などを見つけたら、高齢者のいつもと違う様子に気づいたら、消費者相談室に連絡してみましょう。契約してしまっても、解約できる場合があります。 ※都消費生活総合センター発表資料をもとに作成

消費者相談室 ☎22-6000(相談専用) 相談日時 月々金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 ※毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付 ※祝日、年末年始を除く お問い合わせ 市民安全課 市民相談係



令和4年秋の交通安全講習会

交通事故の防止を図るため、市民を対象に講習会を開催します。

映画上映のほか、事故の実例などから交通安全について分かりやすくお話しします。

車を運転しない方も、最寄りの会場へお出かけください。

問い合わせ 青梅警察署 ☎22-0110、市市民安全課市民安全係

日程	会場
8月20日(土)	河辺北会館
22日(月)	霞共益会館
23日(火)	梅郷市民センター
24日(水)	沢井市民センター
25日(木)	ネッツたまぐーセンター
26日(金)	成木市民センター
27日(土)	河辺6丁目自治会館
29日(月)	今井市民センター
30日(火)	長洲市民センター
31日(水)	東青梅市民センター
9月 1日(木)	新町市民センター
2日(金)	小曾木市民センター

※各会場とも午後7時開会